

令和4年7月20日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 大平(内2115) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 井上(内3624、直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和4年6月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	3

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県民が大麻を吸っている。	所管外のため不受理とし、警察本部に情報提供を行った。
② 県が管理する河川遊歩道の清掃員が清掃に来ているのに、川にゴミを捨てている。	担当課に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかったが、河川遊歩道の管理に係る受注者に対し、あらためて清掃の際には注意を払い作業を行うよう指導した旨の回答を得た。
③ ある一部事務組合で、副業をしている職員がいる。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 3 ①②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

1 ②

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

2 ①③

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通報内容	処理状況
R4.4月① ある職員は、超過勤務手当を不正に受給する等している。	調査の結果、超過勤務手当の不正受給等が判明したため、当該行為を行った職員を、その他非違行為と併せて懲戒免職処分とした。

(教育委員会)

- 1 教育委員会の通報の件数
前月(6月)に受理した通報はありません。
- 2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況
前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。